

第16回INAF研究会
近現代における中国トップリーダーの対日観と対日政策

近代日中関係史の幕開け

「日清修好条規」と李鴻章

早稲田大学 商学学術院講師（任期付）
白春岩

日清修好条規

1871年9月13日（明治四年七月二九日）

日清両国の間にはじめての対等条約

（領事裁判権と協定関税率を相互に承認し、最惠国条款を欠く）

日清戦争勃発に至るまで、日清関係の法的枠組

近代日中外交の発端



李鴻章



1823-1901

1870年に直隸総督北洋大臣に就任
最晩年まで、中国の近代外交及び洋
務運動に深く関わる

評価:「東洋のビスマルク」、「売国奴」
など

波瀾万丈、毀誉褒貶相半ばする人生

問題意識

- ◆ 第一に、「日清修好条規」締結に対する李鴻章の考えについて
 - ・ 「日本連携」「聯日」論
 - ・ 「防日」「脅威」「牽制」論
- ◆ 第二に、「日清修好条規」とその周辺事件との連続性について
 - ・ 千歳丸の上海来航(1862)、健順丸の上海来航(1864)
 - ・ マリア・ルス号事件(1872)
 - ・ 外務卿副島種臣の清国派遣(1873)
 - ・ 台湾出兵(1874)
- ◆ 第三に、李鴻章のブレーンたちが李に与えた影響について

報告内容

- ①李鴻章はどのような対日観を持ち、明治初期の日中関係に如何に臨んだのか。
- ②李鴻章の対日認識はどのような経緯で形成されたのか。
- ③李鴻章の対日認識は近代日中関係及び清国側の洋務運動にどのような影響を及ぼしたのか。

報告内容

- 一 李鴻章の対日観の芽生え
- 二 「日清修好条規」の調印
- 三 マリア・ルス号事件と副島種臣の清国派遣
- 四 台湾出兵

一 李鴻章の対日観の芽生え

1860年代 江蘇巡撫 太平天国

1862年 千歳丸の上海来航

1864年 健順丸の上海来航 (李：上海通商大臣)

常勝軍

「自強」思想

ロシア・日本を成功例 (史料①)

史料①

1863年5月4日 李鴻章⇒曾国藩

かつてロシアと日本は、近代的な砲術を知らず、国力も日々衰退していった。しかし、国の君臣たちは謙虚に西洋人に学び、イギリス、フランスから秘密の技術を求めて、火砲や汽船などを次第に活用できるようになった。その結果、これらの国と並ぶ強国になったのである。したがって、中国も同様にこの点を学ぶことができれば、長い年月後には自立できるようになるはずである。

『李鴻章全集』29巻 218頁

一 李鴻章の対日観の芽生え

1860年代 江蘇巡撫 太平天国

1862年 千歳丸の上海来航

1864年 健順丸の上海来航(上海通商大臣)

常勝軍

「自強」思想

ロシア・日本を成功例 警戒感 (史料①)

1870年 天津教案 英、米、仏など七か国VS清 (史料②)

条約予備交渉 (柳原前光)

史料②

1870年10月3日 李鴻章⇒総理衙門

日本は江蘇、浙江よりわずか三日の距離に位置し、中華文字にも精通している。武力は東島各国の中で一番強い。まさに、わが国の**外援**にすべきであって、西洋諸国の外府にさせてはいけない。もし、将来通商の許可を皇帝から頂戴できれば、先方へ**官員を派遣**し、駐劄させて、日本に滞在する我が国の商民を監督し、**連絡と牽制**に備えるべきである。

『李鴻章全集』 30巻 99頁

一 李鴻章の対日観の芽生え

1860年代 江蘇巡撫 太平天国

1862年 千歳丸の上海来航

1864年 健順丸の上海来航(上海通商大臣)

常勝軍

「自強」思想

ロシア・日本を成功例 警戒感

1870年 天津教案 英、米、仏など七か国VS清 (史料②)

条約予備交渉 (柳原前光)

日本と「連絡」 清の「外援」とすべく

条約締結、使節派遣

二 「日清修好条規」の調印

◆ 条約の締結 18条 通商章程33款

史料③

「第1条に両国の封土を少しでも侵犯することができないと記載したのは、**朝鮮**などの国のために余地を残しておいたものである。第13条にこの国の人民が彼の国で強盗など重大な事件を起こし、或は10人以上集会する場合、地方官によりそれぞれ弁理し、或は厳しく処置するという条目は明代の**倭寇**の事に鑑み、予め防犯を設けているのである。

中央研究院近代史研究所檔案館所蔵「総理各国事務衙門・日本換約」 文書番号01-21-051-01-010

第1条：両国に属したる邦土も各礼を以て相待ち聊も侵越する事なく永久安全を得せしむべし

警戒感

条約締結における李鴻章の対日観

- ◆ 聯日論
- ◆ 防日論
- ◆ 羈縻（史料④、⑤、⑥）

史料④ 1870年12月13日 李鴻章⇒曾国藩

周、秦以来、外国を制御する方法については、戦争による制圧では決して長続きがしていない。しかし、**羈縻**をすれば必ず長く続く。今の各国についてもこれと異なることはない。

『李鴻章全集』30巻 137頁

史料⑤ 1870年10月16日 李鴻章⇒成林（三口通商大臣）

中国は(日本との)条約締結の許可を下し、**羈縻**の意を示す。

中央研究院近代史研究所檔案館所蔵「総理各国事務衙門・日本立約」

文書番号 01-21-023-01-027

史料⑥1871年1月21日 李鴻章⇒同治帝

日本は中国の属国ではなく、朝鮮、琉球、越南のような臣服する国々とは同じではない。従って、日本の通交の要求を厳しく拒絶するならば、日本は必ず西欧各国を介して、その要求を貫徹しようとするだろう。その時になって、締約を認めるようであれば、日本は永久に西欧各国の党与となってしまう、我々にとっては、大きな失策となる。むしろ友好を求めに来ている機会を利用し、誠意をもって彼らを応接する。そして、彼らとの条約締結を許し、**羈縻**の意を示すべきである(中略) 日本はごく近いところにあり、中国の**永遠の患い**である。(中略) (日本を) **籠絡**すればあるいは味方になるかもしれぬが、拒絶すれば必ず敵対するであろう。

『李鴻章全集』第4巻 216-217頁

羈縻

- ◆ 漢代：「天子は夷狄に対しては、羈縻して関係を断たずにおくだけに過ぎない」「馬の手綱は羈と称し、牛の引き綱は縻と称する」 『史記』

「道」「属国」

- ◆ 唐代：「国を立て藩と称して従属してきた民族に対し、羈縻という方策で応対すべきである（中略）朝廷の恩徳に感謝させ、永く藩臣にさせる」 『旧唐書』

「羈縻州制」

- ◆ 宋、元を経て明代 「土司制度」
- ◆ 清代以降「改土帰流」
 - ・ 多義的で、中国の異民族対策における重要なキーワード
 - ・ 多くの人が納得でき、時代によって実際的な内容は変化するが本質は異民族に対応する方法である。

条約締結における李鴻章の対日観

- ◆ 聯日論
- ◆ 防日論
- ◆ 羈縻（史料④、⑤、⑥）

中国の伝統的な羈縻政策の延長線上にある外交政策、
伝統的な「華夷秩序」と近代条約体制との間に衝突が生じた
際、再度活用

- ◆ 「自強」論（史料⑦）

史料⑦ 1871年6月22日 李鴻章⇒王凱泰(福建巡撫)

日本と連合し、西洋を制するという構想はもともと当てにならない。(中略) 中国が**自ら強くなる**ことができなければ、至るところみな我々の敵であり、それに東洋(日本)と西洋の区別などあろうか。

三 マリア・ルス号事件と副島種臣の清国派遣

- ◆ マリア・ルス号事件
（1872年）と条規の批准
書交換（1873年）との関
連
- ◆ 副島種臣の同治帝への謁見
成功と李鴻章との関係、そ
れが以後の日中関係に与え
た影響（史料⑧）



副島種臣謁見の場面
「六年使清日記」国立公文書館所蔵 筆者撮影

三 マリア・ルス号事件と副島種臣の清国派遣

史料⑧

1873年1月18日（同治11年12月20日）李鴻章⇒同治帝

今年の秋、ペルー国**マリア・ルス号**は欺かれ売却された清国人二百三十名を乗せて日本に寄港したとき、日本は清国人全員を止め置き、収容した。彼らを江南委員陳福勲に引き渡し、連れて帰らせた。日本はその費用を請求せず、情理の厚さは尋常のものではなかった。これは日本が中国を慕っているからであり、我々に対する**信用**を得て親睦を深めたいという考えは、虚偽のものではない。したがって、我が国においても自ら**誠意**をもって応対せざるを得ない。

『李鴻章全集』 30巻 490頁

三 マリア・ルス号事件と副島種臣の清国派遣

- ◆ マリア・ルス号事件
（1872年）と条規の批准
書交換（1873年）との関
連
- ◆ 副島種臣の同治帝への謁見
成功と李鴻章との関係、そ
れが以後の日中関係に与え
た影響（史料⑧）
- ◆ 立礼 華夷秩序が儀礼の面
において崩壊の兆候
- ◆ 有識者 危機感



副島種臣謁見の場面
「六年使清日記」国立公文書館所蔵 筆者撮影

四 台湾出兵

琉球難民殺害事件、小田県漂流民事件を口実

明治政府 蕃地事務局

参議大隈重信

陸軍中将西郷従道 事務局長

内外の障害に妨げられて難航

西郷従道は征討軍3000名を率い、出兵を決断

柳原前光を特命全権大使

大久保利通を全権弁理大臣 清国派遣

10月31日、互換条款「北京專約」と互換憑单 締結

清国側 難民の遺族に「撫恤銀」10万両、日本が台湾に残した施設の補償金40万両

四 台湾出兵

◆ 史料⑨ 1874年12月10日 李鴻章⇒同治帝

泰西各国は強いといえども、なお七万以外にあり、日本は我が門口近くに在りて、我が虚実をうかがう。誠に中国の**永遠の患い**である。

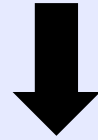
『李鴻章全集』6巻 170頁

仮想敵国

海防建設 北洋海軍

本報告の統括

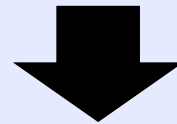
- ◆ 外援 籠絡⇒聯日
 - ◆ 警戒 患い⇒防日
- 「羈縻政策」



条約締結



使節派遣



自強

李鴻章の「羈縻政策」

- ①上層部や周辺の官僚たちを納得させる効果があった。
- ②この「羈縻政策」に基づいた対日政策(外交)は、客観的に洋務運動(内政)のために都合のよい環境を提供した。
- ③清国の対外関係の認識を「華夷秩序」から「近代外交」へ移行させる一步を導いたようにも見える。
 - ・「日清修好条規」の性質 対等条約
 - ・副島種臣 立礼のみで謁見
 - ・台湾出兵⇒近代海軍の創設

今後の研究課題

- ◆ 第一に、「日清修好条規」が近代日中関係において果たした役割についてである。
- ◆ 第二に、李鴻章の「羈縻政策」についてである。
- ◆ 第三に、李鴻章の対日政策と対欧米認識との差異についてである。
- ◆ 第四に、引き続き李鴻章のブレーンを検討することである。

李鴻章の対日観

—「日清修好条規」を中心に—

白 春 岩 著

成 文 堂

- ◆ 李鴻章の対日観—「日清修好条規」を中心に
成文堂 2015年